

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・身体障害者福祉法に基づく医師の指定
- ・長崎県資源管理方針の公表
- ・令和 2 年度第 4 次保安林皆伐許可面積の公表

所管課（室）名

障 害 福 祉 課
漁 業 振 興 課
林 政 課

◎ 公 告

- ・令和 2 年度砂利採取業務主任者試験合格者

監 理 課

告 示

長崎県告示第753号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和 2 年12月 1 日

長崎県知事 中村 法道

番号	医師名	診療科目	医療機関名	所 在 地	指定年月日
1	原 宗嗣	小児科	長崎県老岐病院	老岐市郷ノ浦町東触1626	令和 2 年12月 1 日
2	上野 隆	内科	うえだ記念内科クリニック	大村市諏訪 1 丁目670- 1	令和 2 年12月 1 日
3	寺澤 佳洋	内科	医療法人弘池会口之津病院	南島原市口之津町丁5615	令和 2 年12月 1 日
4	高木 博人	内科（腎臓）	長崎県五島中央病院	五島市吉久木町205	令和 2 年12月 1 日
5	内野 紗織	循環器内科	青洲会病院	平戸市田平町山内免612- 4	令和 2 年12月 1 日
6	中城 博見	外科	独立行政法人地域医療機能推進機構 松浦中央病院	松浦市志佐町浦免856- 1	令和 2 年12月 1 日

7	夏秋 正文	循環器内科	独立行政法人地域医療機能推進機構 松浦中央病院	松浦市志佐町浦免856-1	令和2年12月1日
8	大井 順二	内科	医療法人祐里会姉川病院	諫早市小野島町2378-2	令和2年12月1日

長崎県告示第754号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、長崎県において資源管理を行うための方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。

令和2年12月1日

長崎県知事 中村 法道

長崎県資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、平成30年の生産量で31万トン、生産額は799億6,000万円にのぼり、全国的には上位に位置している。また、漁業就業者数は、約1万2,000人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動、想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動、想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量及び漁獲状況に関する情報は、資源状況、環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者、漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したもの及びその効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び長崎県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 長崎県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1－5 さんま」までに、それぞれ定めるものとする。

（別紙1－1）

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 くろまぐろ（小型魚）

特定水産資源の定義 くろまぐろのうち、30キログラム未満のものをいう。以下この別紙において同じ。

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業（法第60条第3項に規定する定置漁業及び法第60条第5項第2号に掲げる第2種共同漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第55号1(2)に掲げる漁業をいう。）及びくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁船漁業（指定漁業等を営む者及び法第119条第2項の規則で定める者が行う漁業以外の漁業であって、定置漁業以外の漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割8分を平成22年（2010年）1月1日から平成24年（2012年）12月末日までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね2分を本県の留保枠とする。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

このほか、くろまぐろ（小型魚）の資源管理に関する事項を別に定めるものとする。

（別紙1－2）

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 くろまぐろ（大型魚）

特定水産資源の定義 くろまぐろのうち、30キログラム以上のものをいう。以下この別紙において同じ。

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する定置漁業（法第60条第3項に規定する定置漁業及び法第60条第5項第2号に掲げる第2種共同漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第55号1(2)に掲げる漁業をいう。）及びくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁船漁業（指定漁業等を営む者及び法第119条第2項の規則で定める者が行う漁業以外の漁業であって、定置漁業以外の漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割8分を平成27年（2015年）4月1日から平成30年（2018年）3月末日までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね2分を本県の留保枠とする。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

このほか、くろまぐろ（大型魚）の資源管理に関する事項を別に定めるものとする。

（別紙1－3）

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県まあじ中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する中型まき網（1（又は2）そうまきいわし、あじ、さば、まき網）漁業（法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のうち中型まき網漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 長崎県まあじその他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁船漁業（指定漁業等を営む者、漁業主権法第2条第4項に規定する外国人及び法第119条第2項の規則で定める者が行う漁業以外の漁業であって、中型まき網漁業を除く。以下「まあじその他漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量を平成28年（2016年）から平成30年（2018年）までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まあじその他漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、21,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
まあじその他漁業	21,000隻

第 5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

このほか、まあじの資源管理に関する事項を別に定めるものとする。

（別紙1－4）

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁船漁業（指定漁業等を営む者、漁業主権法第2条第4項に規定する外国人及び法第119条第2項の規則で定める者が行う漁業以外の漁業。以下「まいわし漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量をまいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まいわし漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、21,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
まいわし漁業	21,000隻

第 5 その他資源管理に関する重要事項

なし

（別紙1－5）

第 1 特定水産資源

さんま

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する漁船漁業（指定漁業等を営む者、漁業主権法第2条第4項に規定する外国人及び法第119条第2項の規則で定める者が行う漁業以外の漁業。以下「さんま漁業」という。）

③ 漁獲可能期間
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量をさんま漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

さんま漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、21,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
さんま漁業	21,000隻

第5 その他資源管理に関する重要事項
なし

長崎県告示第755号

令和2年度において第4次に許可すべき保安林の皆伐面積の限度を、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年12月1日

長崎県知事 中村 法道

令和2年度における第4次保安林皆伐面積の限度（単位 ヘクタール）

同一の単位と された保安林	皆伐面積		計
	民有林	国有林	
西彼地区 水源涵養保安林	242.02	74.44	316.46
多良地区 水源涵養保安林	214.00	194.83	408.83
雲仙地区 水源涵養保安林	48.00	320.88	368.88
県北地区 水源涵養保安林	116.00	65.65	181.65
平戸地区 水源涵養保安林	23.00	9.00	32.00
福江島地区 水源涵養保安林	204.00	81.00	285.00
奈留島地区 水源涵養保安林	17.00		17.00
若松島地区 水源涵養保安林	42.00		42.00
中通島地区 水源涵養保安林	54.00		54.00
上県地区 水源涵養保安林	256.90	54.59	311.49

下県地区 水源涵養保安林	243. 33	73. 87	317. 20
西彼地区 土砂流出防備保安林	140. 12		140. 12
多良地区 土砂流出防備保安林	208. 95		208. 95
雲仙地区 土砂流出防備保安林	89. 00	8. 00	97. 00
県北地区 土砂流出防備保安林	106. 00	1. 00	107. 00
平戸地区 土砂流出防備保安林	42. 00	1. 00	43. 00
福江島地区 土砂流出防備保安林	198. 00	12. 00	210. 00
中通島地区 土砂流出防備保安林	84. 00	1. 00	85. 00
奈留島地区 土砂流出防備保安林	1. 00		1. 00
若松島地区 土砂流出防備保安林	38. 00		38. 00
杵岐地区 土砂流出防備保安林	0. 71		0. 71
上県地区 土砂流出防備保安林	94. 85		94. 85
下県地区 土砂流出防備保安林	65. 00	15. 00	80. 00
下県地区 土砂崩壊防備保安林	0. 06		0. 06
中通島地区 防風保安林	1. 00		1. 00
西彼地区 干害防備保安林	33. 00	49. 59	82. 59
多良地区 干害防備保安林	36. 00	7. 00	43. 00
雲仙地区 干害防備保安林	27. 00		27. 00
県北地区 干害防備保安林	37. 00	3. 00	40. 00
平戸地区 干害防備保安林	15. 00		15. 00
福江島地区 干害防備保安林	8. 00	62. 00	70. 00
中通島地区 干害防備保安林	23. 00		23. 00
上県地区 干害防備保安林	36. 77	22. 00	58. 77
下県地区 干害防備保安林	156. 71	59. 00	215. 71

県下一円 保健保安林	107.00		107.00
下県地区 保健保安林		9.00	9.00

公 告

令和2年度砂利採取業務主任者試験合格者（公告）

令和2年11月13日に実施した標記試験に合格した者の受験番号は、下記のとおりであったので公告する。

令和2年12月1日

長崎県知事 中村 法道

以上 2名

- 1 合格者受験番号
1番、2番

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表（八二四）
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
クイック
田宏
プリント